

## 回答書

令和 5 年度宇陀市広報うだ巻頭特集の企画編集について公募型プロポーザル方式による提案募集についての回答は以下のとおりです。

- ① 宇陀市側が撮影日程を決められるのでしょうか。

受託者より特集を宇陀市に提案していただき、基本的には特集記事の担当課と打合せを行い、企画、取材日、撮影日等を決定していただきます。

特集担当課のない特集記事については、受託者で企画、取材日、撮影や取材先等を管理していただきます。

- ② 企画自体は、「業者が決定する」、どのような撮影対応が発生するのでしょうか？

特集企画内容については、受託業者で考えていただき秘書広報情報課に提案していただきます。その内容が、良ければ特集担当課に連絡を入れ、受託業者より連絡を入れて進めます。

- ③ プロカメラマンによる助言や協力、監修については、OK との判断でよろしいでしょうか。

監修等認めますが、契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで（広報 12 か月分）を提案価格以内に収めていただきます。

- ④ 打ち合わせをする場合とは、どのような場合を想定されていますか？

想定内容ですが、特集により打ち合わせ内容が異なってくると考えています。そのため、秘書広報情報課、特集担当課が相談等で打ち合わせが必要になった場合は対応をお願いします。

⑤ 著作権の意味根拠が不明、法的に問題がないか。

譲渡を強制する法規定はありませんが、特集記事で、撮影した写真については、将来的にも広報うだで使用することや市役所でチラシ・WEB・配布物等の二次的著作物の作成に使用することがあります。また、肖像権についても必ず確認していただきますようお願いいたします。

記載内容の説明不足で、申し訳ありませんが、撮影した写真や文章、デザイン等について著作権、肖像権を譲渡していただくことを想定しています。

その場合は、著作権等譲渡契約書を締結していただくことを想定します。

⑥ 仕様の変更とは、制作料増減により、費用変動があるか

特集ページは基本4ページになります。ページ数変更があれば費用変動はあります。

⑦ 定めのない事項について

業務運営上必要になった内容であるため、現時点は定めている事項で対応する予定です。

⑧ 疑義とはどのようなことが想定できますか

業務運営上必要になった内容であるため、現時点は定めている事項で対応する予定です。

⑨ 今後のテーマも後追いになるのか市民への周知は、関心を高めるため「報告」調ではなく、「予告」調でなければならないと考えるが、「宇陀市の春」を題材にした場合は、後追いの「報告」調になると考える。今後の企画も「後追い」になるのでしょうか。

宇陀市の春は「報告」調であると考えておられますが、「予告」調の内容を考えていただいても可能です。また、今後の企画については、「予告」・「報告」調両方で考えていく予定です。

⑩ どのように差別化したいのか、具体的な目的があれば

特集を委託することにより、今以上に分かりやすく、公務員では思いつかないプロの発想を盛り込んだ内容で多くの方々の手に取っていただける広報紙にしていきたいと考えております。

- ⑪ テーマ、取材日程、撮影場所、取材相手などの全ては受託者が決定し、受託者の責任で動くのか？

テーマ：受託者、受注者及び特集担当課で決定します。

取材日程、撮影場所、取材相手、著作権、肖像権等の確認：特集担当課及び受託者で調整

※特集担当課がない場合は上記から担当課を除いたもの

基本的に著作権、肖像権等の掲載許可については、受託者で行っていただきます。

取材対象者の提供があった場合、担当課より取材対象者へのサポートがあります。